

富里市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市企業立地促進条例（令和2年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に定めるところによる。

(誘致地域)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 富里市策定の「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドライン」に定める市街化調整区域における土地利用方針に基づく地域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号の規定の運用による「大規模な流通業務施設及び特定業務施設」の許可対象となる地域

(対象施設)

第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設とは、非住居系（主として、商業系又は工業系に類するものであって、居住の用に供する目的以外の施設（土地利用計画）をいう。）の建築物用途であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 都市計画法第34条第10号の規定による施設
- (2) 都市計画法第34条第14号の規定による大規模な流通業務施設及び特定業務施設

(指定の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、操業開始予定日から起算して30日前までに、富里市指定事業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書及び定款
- (2) 事業概要説明書
- (3) 対象施設の位置図及び配置図
- (4) 対象施設の建設計画を記載した書類
- (5) 対象施設の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書
- (6) 対象施設を賃借している場合は賃貸借契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、条例第6条及び第8条の規定による事業者の指定及び指定の取消しに関する事項を審査する。

(指定の通知)

第7条 市長は、条例第6条の規定による指定をしたときは、富里市指定事業者指定通知書(別記第2号様式)により当該事業者に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 指定事業者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに富里市指定事業者変更届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第9条 指定事業者は、対象施設が操業を開始した日から起算して30日以内に操業開始届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第10条 指定事業者は、企業立地奨励金又は雇用促進奨励金(以下「奨励金等」という。)の交付を申請しようとするときは、別表に定めるところにより、富里市企業立地奨励金等交付申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、富里市企業立地奨励金等交付決定・却下通知書(別記第6号様式)により当該指定事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による決定通知を受けた指定事業者が、当該奨励金等の交付を請求しようとするときは、別表に定めるところにより、富里市企業立地奨励金等交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(操業の廃止等の届出)

第13条 指定事業者は、対象施設の操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から起算して10日以内に操業(廃止・休止)届出書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の取消し等)

第14条 条例第8条第5号に規定するその他市長が特に必要と認めたときとは、公序良俗に反していることをいう。

2 市長は、条例第8条の規定により指定を取り消したときは、富里市指定事業者指定取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(奨励金等の返還命令)

第15条 市長は、条例第8条の規定により奨励金等の返還を命ずるときは、富里市企業立地奨励金等返還命令書（別記第10号様式）により通知するものとする。

（地位承継の届出）

第16条 条例第9条第2項の規定による届出は、富里市指定事業者地位承継届出書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地位承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の前に条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。

別表（第10条、第12条関係）

奨励金等の交付申請及び交付請求

奨励金等の区分	奨励金等の交付申請		奨励金等の交付請求	
	申請期間	添付書類	請求期間	添付書類
企業立地奨励金	交付を受けようとする年度毎に固定資産税に係る納税通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書の写し 固定資産の課税資産内訳書及び償却資産申告書控の写し	固定資産税賦課年度の3月末日までとする。	市税等納税証明書

雇用促進奨励金	操業開始日から1年を経過した日から起算して30日以内とする。	雇用関係を証する書類 新規雇用者の住民票の写し その他市長が必要と認める書類	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	市税等納税証明書
---------	--------------------------------	--	-------------------------------	----------

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市指定事業者指定申請書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
申請者 名称又は称号
代表者名

印

富里市指定事業者としての指定を受けたいので、富里市企業立地促進条例施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

対象施設の種別	工場・研究所・その他事業所（ ）		
事業内容			
所在地	富里市		
区分	新設・増設・移転	工事等発注契約日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日		
投下固定資産額	土地	所有地・借地	円
	家屋	所有・借受	円
	償却資産		円
常用雇用者数	総人数 人（うち新規雇用者 人）		
添付書類	(1) 法人商業登記簿謄本及び定款 (2) 事業概要説明書 (3) 対象施設の位置図及び配置図 (4) 対象施設の建設計画を記載した書類 (5) 対象施設の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書 (6) 対象施設を賃借している場合は賃貸借契約書の写し (7) その他市長が必要と認める書類		

第2号様式（第7条関係）

富里市指定事業者指定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった富里市指定事業者の指定については、下記のとおり指定したので、富里市企業立地促進条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

指定事業者	法人名等	
	所在地	
対象施設	種 別	工場・研究所・その他事業所（ ）
	所在地	富里市
指 定 の 条 件 等		

備考 指定の申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

第3号様式（第8条関係）

富里市指定事業者変更届出書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代表者名 ⑩

年 月 日付けで指定の申請をした事項に変更が生じたので、
富里市企業立地促進条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象施設	種 別	工場・研究所・その他事業所（ ）	
	所在地	富里市	
変 更 事 項	変更前	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			

備考 変更を証する書類を添付すること。

第 4 号様式（第 9 条関係）

操業開始届出書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

印

対象施設の操業を開始したので、富里市企業立地促進条例施行規則第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象施設の名称	
所 在 地	富里市
操業開始年月日	年 月 日

第5号様式（第10条関係）

富里市企業立地奨励金等交付申請書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

㊞

富里市企業立地奨励金の交付を受けたいので、富里市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

指定の年月日 及び番号	年 月 日 指令第 号
対象施設	種 別 工場・研究所・その他事業所（ ）
	所在地 富里市
交付を受けようとする奨励金の名称	
交付を受けようとする奨励金等の額	_____ 算出の根拠
添 付 書 類	

第6号様式（第11条関係）

富里市企業立地奨励金等交付決定・却下通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった奨励金等については、下記のとおり交付決定・却下したので、富里市企業立地促進条例施行規則第11条の規定により、通知します。

記

1 決定

奨励金等の名称	
交付決定額	
交付の条件	

2 却下理由

教示 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は富里市長となります。）提起することができます（決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第7号様式（第12条関係）

富里市企業立地奨励金等交付請求書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代表者名 ⑩

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった奨励金等を、富里市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

奨励金等の名称	
交付請求額	円（第 年目）
添付書類	

（振込先）

金融機関名		支店等	支店
預金種別	普通・当座		
口座番号			
ふりがな 口座名義			

第8号様式（第13条関係）

操業（廃止・休止）届出書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

印

下記の対象施設の操業を（廃止・休止）したので、富里市企業立地促進条例
施行規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

対象施設の名称	
所在地	富里市
廃止又は休止年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	

第9号様式（第14条関係）

富里市指定事業者指定取消通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号をもって指定した富里市指定事業者については、富里市企業立地促進条例第8条の規定により下記のとおり指定を取消したので、富里市企業立地促進条例施行規則第14条第2項の規定により、通知します。

記

指定の年月日及び番号		年 月 日 指令第 号
指定事業者	法人名等	
	所在地	
対象施設	種 別	工場・研究所・その他事業所（ ）
	所在地	富里市
取 消 事 由	富里市企業立地促進条例第8条第 号に該当	

第 1 0 号様式 (第 1 5 条関係)

富里市企業立地奨励金返還命令書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号をもって交付した奨励金については、富里市企業立地促進条例第 8 条の規定により下記のとおり奨励金の返還を命じるので、富里市企業立地促進条例施行規則第 1 5 条の規定により通知します。

記

返還すべき奨励金	名 称	
	金 額	(全部・一部) 円
返 還	期 限	年 月 日
	方 法	

第 1 1 号様式 (第 1 6 条関係)

富里市指定事業者地位継承届出書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
指定事業者 名称又は称号
代 表 者 名

㊞

下記の指定事業者の事業者としての地位を継承したので、富里市企業立地促進条例施行規則第 1 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 指令第 号	
指 定 事 業 者	事業者名	
	所在地	
継 承 事 業 者	名 称	
	所在地	
継 承	年 月 日	
	事 由	